

伊勢地区

# 合併協議会だより

vol. 1

平成16年4月発行 創刊号

発行：伊勢地区合併協議会 TEL 0596-21-1020 FAX 0596-21-1022  
〒516-0021 伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4 三重県営サンアリーナ内



▲3月1日の設立初日、サンアリーナ内の事務局に新しい看板を設置しました

## 『伊勢地区合併協議会』を設立

### 4市町村の合併に向けて

### 本格協議がスタート

伊勢市、二見町、小俣町、御園村の4市町村は、3月1日、法定の『伊勢地区合併協議会』を設立しました。

4市町村は、一昨年の8月に任意合併協議会を設立し、これまで合併に向けての調査・研究、協議などを行ってきました。そして、去る2月25日、各市町村の臨時議会で法定合併協議会設立のための関連議案が審議され、それぞれ賛成多数もしくは全会一致で可決されました。設立に当たっては、協議会規約に基づき、会長・副会長を次の通り選任しました。

会長 水谷光男伊勢市長  
副会長 辻三千宣二見町長  
〃 奥野英介小俣町長  
〃 中北隆敏御園村長

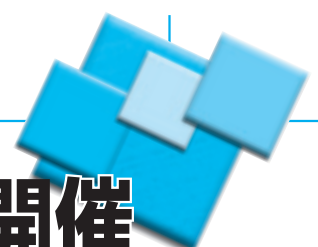
事務局は、県営サンアリーナ内の任意協議会の事務所と職員をそのまま引き継ぎ、業務に当たります。

3月1日の設立初日、水谷会長は、事務局の入口に真新しい看板を掲げた後、職員一人ひとりに辞令を交付し、訓辞を行いました。

当協議会は、市町村合併の正式な協議を行うための法律に基づいた組織で、合併協定項目や事務事業の調整・協議、新市建設計画の作成などを主な業務とし、今後、月2回のペースで協議を進めていきます。

ここで協議・調整した内容は、合併の申請に必要な「合併協定書」として取りまとめ、4市町村長による調印の後、協議会の議決を得て、三重県知事へ申請することで合併手続きが完了します（7ページに手続きの流れを掲載）。

なお、任意協議会は3月31日に解散しました。



# 第1回伊勢地区合併協議会を開催

## 各種規程や予算などの審議事項、 合併協議方針などを可決



▲3月25日に県営サンアリーナで開催した第1回協議会

伊勢地区合併協議会は、設立後、初の会合となる「第1回協議会」を3月25日、県営サンアリーナで開催しました。委員は市町村長、議長のほか、議員代表や住民代表で構成し、この日、住民代表などの学識経験者12名と監査委員2名に委嘱状が手渡されました。また、報告事項6件、審議事項8件、協議事項2件をすべて承認・可決しましたが、合併協定項目の提案事項4件は、各市町村で検討の後、第3回協議会で協議することになります。

伊勢地区合併協議会は、「第1回協議会」を3月25日、県営サンアリーナの国際会議場で開催しました。

記念すべき初会合の開會に先立ち、会長・副会長がそれぞれ次の通り抱負を述べました。

\* \* \*

**水谷光男会長（伊勢市長）**

「去る3月1日に伊勢地区合併協議会が設立でき、感激と感慨ひとしおです。皆様方のお力添え、お知恵も拝借しながら、この地域の発展、地域住民の皆さんの幸せに繋がる新しいまちづくりに全力を挙げてまいりたいと存じます。」

**辻三千宣副会長（二見町長）**

「伊勢地区合併協議会がスタートすることになり、感無量です。4市町村の合併推進に向けて、一段と真剣な協議を続けていきたいと思えます。」

**奥野英介副会長（小俣町長）**

「通常ですと、もう少し早くこの協議会ができたはずですが、小俣町

等いろいろな問題で遅れました。これからしっかりと議論を進め、しっかりと新しい市に向け、皆様のお知恵を拝借しながら、がんばっていきたいと思えます。」

**中北隆敏副会長（御園村長）**

「未来・将来のあるまちづくりが大切で、住民の満足感、住民の思いが十分に発揮される合併を成し遂げたいと考えております。」

\* \* \*

協議会委員は、4市町村の首長、議長のほか、議員代表各1名と住民代表などの学識経験者12名で構成します（委員名簿は4ページに掲載）。会長・副会長のあいさつに続いての「委員委嘱式」では、協議会委員のうちの学識経験者と監査委員2名に水谷会長が委嘱状を手渡しました。

今回の議事は、報告事項6件、審議事項8件、協議事項2件、提案事項4件で、これらの概要は次の通りです。



▶開会に先立ってあいさつをする水谷会長

## 報告事項

「協議会規約」や「事務局規程」など、主に法定協議会設立に関する6件の事項を報告しました。

### ■協議会の設立経緯

平成14年8月16日の任意協議会設立から、法定協議会へ移行するまでの主な取り組みの概要や審議・協議結果等を説明しました。



### ■協議会規約

2月25日に4市町村の議会で可決された協議会規約の詳細を説明しました(左に要点抜粋を掲載)。



### ■専門部会及び分科会設置規程

合併に関する事項を専門的に協議・調整するため、専門部会及び分科会を設置するものです。協議会の議案等は、分科会・専門部会で調整案を検討

## 伊勢地区合併協議会規約(要点抜粋)

### (協議会の担任する事務)

第3条 協議会の担任事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 構成市町村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) そのほか、構成市町村の合併に関し必要な事項

### (会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、構成市町村の長が協議して、次条に規定する委員となるべき者のうちから選任する。

### (委員)

第7条 委員は、次に掲げる者(会長を除く)を充てる。

- (1) 構成市町村の長
- (2) 構成市町村の議会の議長
- (3) 構成市町村の議会から選出する議員(議長を除く) 1名
- (4) 成市町村の長が協議して定めた学識経験者 12名以内

### (職員等の出席)

第11条 会長は、必要に応じて構成市町村の職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

### (小委員会)

第12条 協議会は、担任事務の一部について調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

### (助役会議等)

第13条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整を図るため、協議会に助役会議及び幹事会を置く。

### (専門部会等)

第14条 構成市町村の合併に関する事項を専門的に協議又は調整を図るため、協議会に専門部会及び分科会を置くことができる。

### (事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。  
2 協議会の事務に従事する職員は、三重県知事が指名する三重県の職員及び構成市町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

### (経費の負担)

第16条 協議会に要する経費は、構成市町村で協議して負担する。

### (協議会解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

### 附 則

この規約は、平成16年3月1日から施行する。

し、幹事会や助役会議での協議・調整を経て、提案することになります。

市町村の担当課長等で構成する専門部会は46部会、係長等で構成する分科会は63部会です。



### ■事務局規程

伊勢地区合併協議会に事務局を置き、協議会の運営に関する事務を担当します。事務局長以下、総務班、計画班、調整班の3班体制となります。



### ■財務規程

伊勢地区合併協議会の財務に関して必要な事項を定めるもので、協議会の予算、補正予算、決算のほか、財務事務を規定します。



### ■委員等の公務災害補償に関する協定

協議会委員等の公務災

害・通勤災害等の不測の事態に備え、公務災害補償の取り扱いに関する協定を3月1日に締結しました。具体的には、協議

会委員を各市町村の非常勤の地方公務員として任用し、市町村の制度を適用します。



## 審議事項

各種「規程の制定」に関する事項や「協議会予算」など、8項目の議案を審議しました。

### ■会議運営規程の制定

この規程は、協議会の会議に関し必要な事項を定めるものです。会議は公開が原則で、傍聴人の定員は50人。また、会議録や会議資料も公開します。議事の決定は全会一致が原則で、採決の必要が生じた場合には、出席委員の3分の2以上の賛成で決めます。







▼協議会委員名簿

区分	氏名	所属・役職名	備考
1号委員 (市町村長)	水谷 光男	伊勢市長	会長
	辻 三千宣	二見町長	副会長
	奥野 英介	小俣町長	〃
	中北 隆敏	御園村長	〃
2号委員 (市町村議会議長)	長岡 敏彦	伊勢市議会議長	
	濱口 憲敏	二見町議会議長	
	廣 政男	小俣町議会議長	
	世古口新吾	御園村議会議長	
3号委員 (市町村議会代表)	国府 保幸	伊勢市議会市町村合併特別委員会委員長	
	若林 英喜	二見町議会市町村合併特別委員会委員長	
	中山 裕司	小俣町議会4市町村合併推進特別委員会委員長	
	西村 元男	御園村議会市町村合併検討特別委員会委員長	
4号委員 (学識経験者)	山崎 智		伊勢市(*)
	前田世利子	元新市まちづくり委員	伊勢市(*)
	中村 基記		伊勢市(*)
	八木 直己		二見町(*)
	奥野 雅則	元新市まちづくり委員	二見町(*)
	松家香代子	元新市まちづくり委員	小俣町(*)
	小久保 勇		小俣町(*)
	大西 勝洋	元新市まちづくり委員	御園村(*)
	中村 正		御園村(*)
	櫻井 治男	皇學館大学教授・元新市まちづくり委員	(*)
岩崎 恭典	四日市大学教授	(*)	
監査委員	田岡 光生	南勢志摩県民局長	
	前田 賢二	小俣町代表監査委員	
	西田 道郎	御園村代表監査委員	

○「新市まちづくり委員」は、4市町村の住民代表として、昨年3月、「新市建設計画」の基礎となる「新市将来構想」をまとめました。

■**会議運営の申し合わせ**  
協議会の会議は、原則として毎月第2・第4木曜日の午後1時30分から、県営サンアリーナの国際会議場で開催します。  
協議事項は、提案・説明を行った次々回の会議で改めて協議・審議することとし、その間、各市町村内でその内容について協議・検討します。また、協議・調整事項は、協議会での合意・決定を

もって最終確認とし、合意・確認した事項は、原則として再協議は行いません。  
■**小委員会設置規程の制定**  
新市建設計画の原案づくりのため、「新市建設計画作成小委員会」を設置するもので、その委員は協議会委員の中から会長が指名します（委員は



■**平成15年度予算**  
平成15年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ14



これは協議会委員の報酬や旅費の費用弁償に必要な事項を定めるものです。

■**委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の制定**



助役会議は4市町村の助役で、幹事会は市町村長が指名する職員4人で組織します。

■**助役会議及び幹事会規程の制定**  
協議会への提案事項をあらかじめ協議・調整する機関として、助役会議及び幹事会を設置します。



名簿の\*印)。また、詳細な検討を行うため、市町村職員、協議会事務局職員で構成する「ワーキングチーム」も設置します。

■**平成16年度事業計画**  
協議会では、「合併協定項目」や「事務事業」の調整・協議を行い、「新市建設計画」の作成にも当たります。また、事務局では、助役会議、幹事会、専門部会、分科会を開催し、協議会への提案に向けての協議・調整に努めます。合併推進事業としては、「協議会だより」の発行と「ホームページ」の作成、新市まちづくりの規範となる「新市建設計画」の作成、「電算システム」の統合、新市の「例規」の整備、「総合交通体系」の確立に向けた調査など



万4千円で、歳出の内訳は、会議費が9万4千円、事務局費が5万円です。具体的には、会議費は委員の報酬と交通費、会場使用料、事務局費は看板や公印・受付印の作成経費です。対する歳入は、均等割30%、人口割70%の割合で4市町村が負担します。

▼平成16年度伊勢地区合併協議会事業計画

事業項目	事業計画
合併協議会	1. 協議会の開催 (1) 合併協定項目の協議 (2) 事務事業一元化の協議 2. 新市建設計画の作成
助役会議・幹事会	会議の開催（随時） ・協議会提出案件の協議、調整
専門部会・分科会	会議の開催（随時） ・合併に関する事項の専門的な協議、調整
合併推進事業	1. 啓発事業 (1) 合併協議会だよりの発行 (2) ホームページの構築 2. 新市建設計画作成事業 3. 電算システム統合事業 4. 新市例規整備事業 5. 総合交通体系調査事業
その他事業	1. 先進地視察 2. 住民説明会の開催 3. 小委員会の設置 4. その他

を進めます。そのほか、実務担当者の「先進地視察」や「住民説明会」も実施します。



■平成16年度予算

平成16年度の予算総額を歳入・歳出それぞれ3千5百11万5千円とするものです。歳出の主なもの、委員報酬や会場使用料等の会議費が2百30万8千円、職員の旅費や消耗品費、公用車の燃料費などの事務局費が7百68万8千円、協議会だよりの発行や住民説明会・

住民意識調査資料・新市例規の印刷、電算システム統合化調整業務など、事業計画の推進経費が2千5百11万9千円です。これらに充当する財源、

歳入は、主に3千32万8千円の市町村負担金と4百78万6千円の県支出金です。市町村負担金の額は、均等割と人口割の負担割合に基づき、伊勢市1千9百9万3千円、二見町6百25万1千円、小保町6百73万7千円、御園村6百24万7千円となります。



協議事項

「合併協定項目及び協議方針」と「新市建設計画作成方針」の2件を協議しました。

■合併協定項目及び協議方針

「合併協定項目」は、大きく24に分類し、そのうちの「各種事務事業」をさらに22に分類しています。

今後、法定協議会では、任意協議会での協議過程や結果を十分に踏まえながら調整・提案していきます。

具体的な調整方針として、一つに「構成市町村間の調整は原則として新市の制度に統一する」、二つ目に「住民負担を伴う項目は、負担増にならないよう努める」、三つ目として「住民サービスに関する部分は一元化に努め、サービス低下には留意する」ことを基本に協議を進めます。



■新市建設計画作成方針

法定協議会は、合併市町村の建設の総合的・効果的な推進と一体性の速やかな確立、住民の福祉向上のため、「新市建設計画」を作成する必要があります。計画の期間は

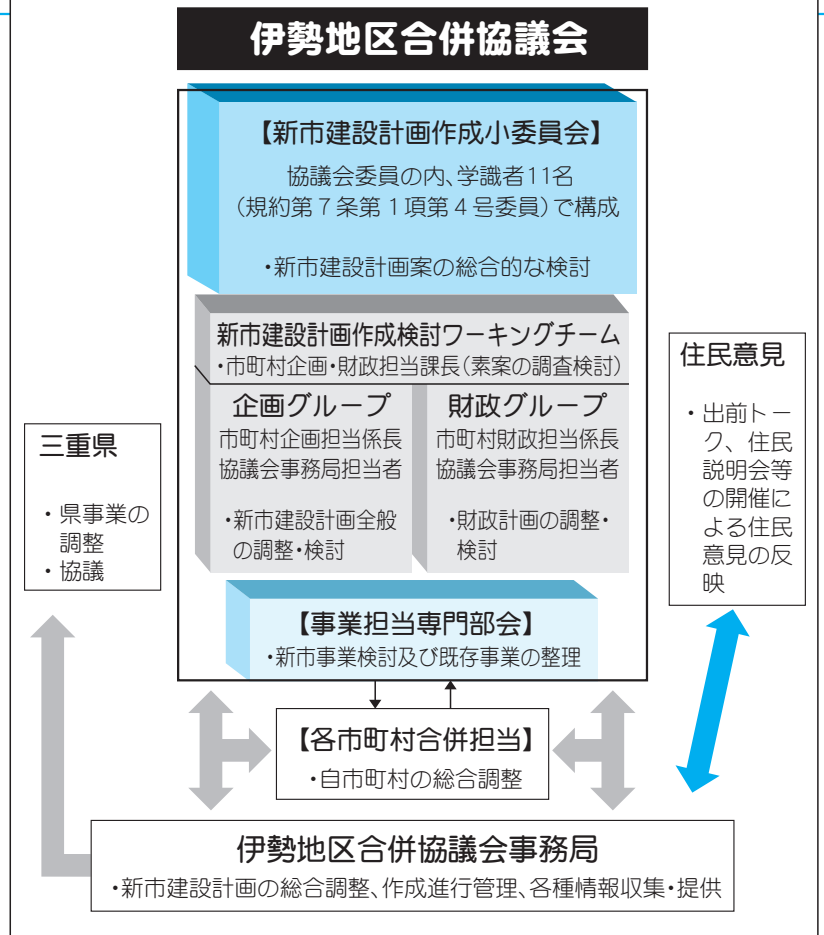


▲会長から各委員に委嘱状が手渡されました

概ね10年で、この計画に掲げる事業には、合併特例法に基づくさまざまな財政支援が受けられます。この建設計画の作成体制は、11名の委員で新市建設計画作成小委員会を設置し、計画案を総合的に検討していきます。計画作成の基本方針は、任意協議会で作成した新市将来構想をもとに、4市町村の総合計画等との整合も図りながらまとめていくこととします。



▼新市建設計画作成体制



**提案事項**

「提案事項」は、合併協定項目の調整内容を事前に提案するものです。その場で決定はせずに各市町村に持ち帰って協議・検討した後、次々回（約1か月後）の協議会で「協議事項」として協議し、決定します。今回提案した4件は、第3回協議会で協議することになります。

**■合併の方式**

「合併の方式」には、新設合併と編入合併の2つの形態があります。新設合併は2つ以上の市町村を廃止して、その区域に新たに1つの市町村を置くことで、対等合併とも言われています。また、編入合併は、1つ以上の市町村を廃止して、その区域を他の市町村の区域に編入することです。吸収合併とも言われています。調整方針案は、「伊勢市、度会郡二見町、小俣町及び御薮村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設(対等)合併とする」としてしています。

**■合併の期日**

さまざまな手続きや住民との合意形成に要する時間、あるいは協議会の進捗状況など、総合的に

判断して期日を決定する必要がありますが、合併特例法の適用を受けるためには、平成17年3月31日までに合併しなければなりません。ただ、合併特例法の改正案で「平成17年3月31日までに議会の議決を経て、知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したもののについては、現行の合併特例法の規定を適用する。」という経過措置が採られる見込みです。調整方針案は、「現行の合併特例法の適用を受けることができる期限内での合併を目標とする。なお、具体的な合併期日については、改めて協議する」としてしています。

**■新市の名称**

調整方針案は、「新設合併の場合、新市の名称は協議会において協議のうえ、決定することとしています。新設合併の場合には市町村の法人格が消滅するため、新市の名称についての協議が必要です。他の地域では、

地域の歴史・文化や地理的特性、知名度、定着度、公募の結果等から、住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称を選択することが多くなっています。

なお、委員からは、住民アンケートを実施する考えについての質問がありました。

**■新市の事務所の位置**

調整方針案は、「1. 新市の事務所の位置は現伊勢市役所とする 2. 二見町、小俣町及び御薮村の現庁舎は地域振興機能を有する総合支所として活用し、一部分庁方式とする」としてしています。新設合併の場合には、新たに新市の事務所を決める必要があり、事務所の位置は、地方自治法においても「事務所の位置を定める場合には、住民の利用に最も便利であるように、交通事情、他の官公署との関係等に適当な考慮を払い、条例で定めなければならない」と規定されています。



# 市町村合併について ご意見をお寄せください

伊勢地区合併協議会では、市町村合併に関するご意見やご提案、協議会だよりをご覧ください。皆様からのお便りを募集しています。

この用紙を点線部分で切り取り、のりで貼り付けてポストに投函してください（切手は不要です）。なお、お寄せいただいたご意見等は、協議会だよりやホームページに掲載させていただくことがあります。

◇該当するところを○で囲んでください。

【住所】 伊勢市・二見町・小俣町・御園村  
その他

【性別】 男 ・ 女

【年齢】 10代・20代・30代・40代  
50代・60代・70歳以上

ここに折り

お願い！……楷書で丁寧にお願いします

## ご意見記入欄

.....

.....

.....

.....

.....

.....

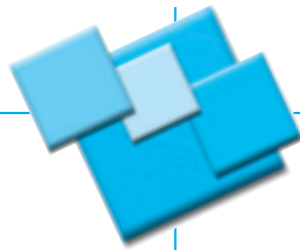
.....

.....

.....

.....

●このご意見を公表してよろしいですか。  
はい ・ いいえ

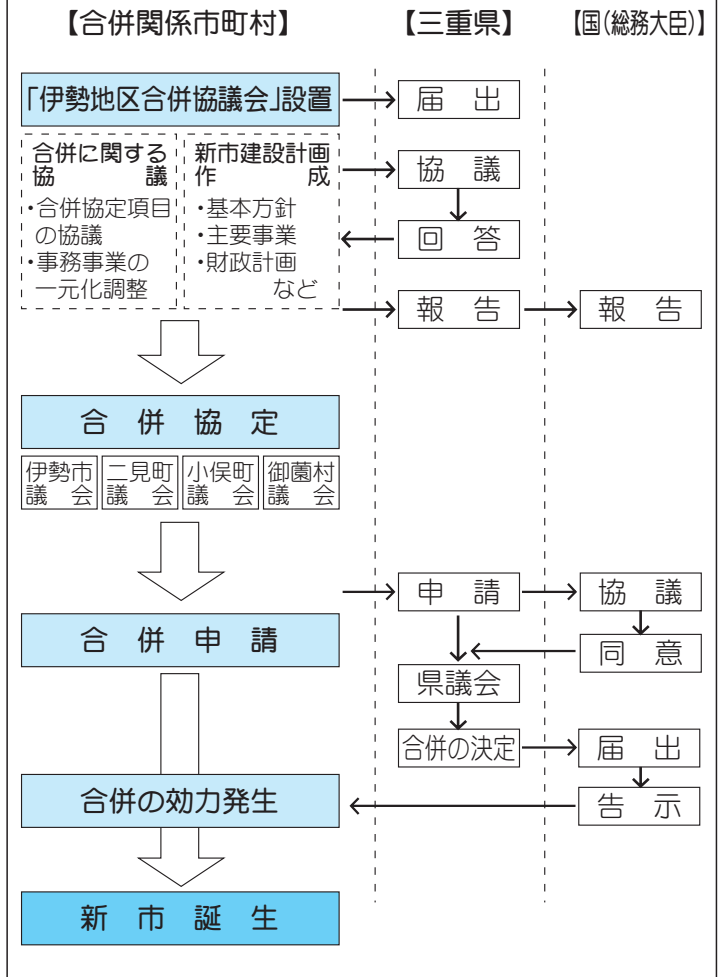


✂  
キ  
リ  
ト  
リ  
線

▼協議会は、会長と23名の委員で構成します



## 市町村合併の手続きの流れ



✂  
の  
り  
し  
ろ  
キ  
リ  
ト  
リ  
線

## 今後の協議会開催予定

— どなたでも傍聴できます —

### ■第2回協議会

平成16年5月27日(木) 13:30～  
伊勢市生涯学習センター「いせトピア」

### ■第3回協議会

平成16年6月10日(木) 13:30～  
県営サンアリーナ内・国際会議場

### ■第4回協議会

平成16年6月24日(木) 13:30～  
県営サンアリーナ内・国際会議場

\*上記の日程などはあくまでも予定です。傍聴を希望される方は、事前に協議会事務局（☎21-1020）で日時・会場などをご確認ください。

## 各市町村の合併担当窓口

協議会を構成している各市町村の合併担当窓口は次の通りです。

### ■伊勢市市町村合併推進課

TEL 0596-21-5538 FAX 0596-21-5605  
E-mail gpk-ise@crocus.ocn.ne.jp

### ■二見町企画課

TEL 0596-42-1111 FAX 0596-43-3754  
E-mail info@town.futami.mie.jp

### ■小俣町総務課

TEL 0596-22-7858 FAX 0596-22-3454  
E-mail info@town.obata.mie.jp

### ■御園村企画室

TEL 0596-22-0235 FAX 0596-28-2404  
E-mail misono@amigo.ne.jp

## 協議会事務局

### ■伊勢地区合併協議会

〒516-0021 伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4  
三重県営サンアリーナ内

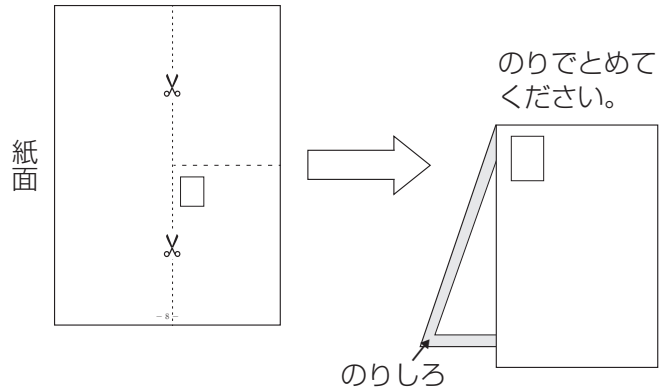
TEL 0596-21-1020 FAX 0596-21-1022  
E-mail:ise-gappeikyogi@crocus.ocn.ne.jp  
URL <http://www10.ocn.ne.jp/~ifom-gpk/>

これまでの協議会での協議事項などは、随時、ホームページでより詳しく紹介しています。皆さん、ご覧ください。

## 返信用封筒の作り方

この部分は、協議会へのご意見送付用封筒としてご利用いただけます。  
図のように切り取ってのりでおとめてください。

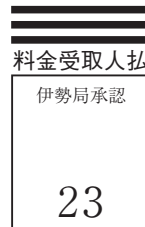
✂  
キ  
リ  
ト  
リ  
線



市町村合併に関するご意見をお寄せください。



— やま 折 り —



届出有効期間  
平成17年3月  
末日まで

5 1 6 8 7 9 0

伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4  
三重県営サンアリーナ内

伊勢地区合併協議会事務局 行



5 1 6 8 7 9 0

10